答 弁 第 二 七 号平成十六年八月十日受領

内閣衆質一六〇第二七号

平成十六年八月十日

内閣総理大臣 小 泉 純一 郎

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員長妻昭君提出国会議員よりも高額給与をもらう国家公務員等に関する質問に対し、 別紙答弁書

を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出国会議員よりも高額給与をもらう国家公務員等に関する質問に対する答弁書

一について

いては、 る法律 である。 歳費月額及び期末手当の合計額 年間報酬 十六年六月末までに各府省により公表されたところであり、この公表によれば、 御指摘 (昭和二十二年法律第八十号。 この場合において、 額が現在の国会議員の年間給与の額よりも高額となっている独立行政法人は、 の法人のうち、平成十五年度末現在において設立されている独立行政法人の長の年間報酬 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成十五年九月十六日閣議決定)に基づき平成 現在の国会議員の年間給与の額は、 (二千七十七万千四百三十七円) として算出した。 以 下 「歳費法」という。) 附則第十一項による減額を経た一 国会議員の歳費、 その長の平成十五年度の 他方、 旅費及び手当等に関す 別表第一のとおり 同表に掲げる独 年間 額につ 0

立行政法人の長の年間報酬額は、 賞与その他の手当を含んだ額である。

独立行政法人の長の報酬等の支給の基準は、 (第六十二条において準用する場合を含む。以下同じ。) において、 独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第五十二 国家公務員の給与、

業の役員の報酬等、 当該独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して当該独立行政法人が定めるこ

ととされており、 て適正な水準と判断された額が支給されているものと承知してい 同表に掲げる独立行政法人の長の年間報酬額については、 同項に基づき、 各法人におい

当該年間給与の額は、 ね の諸点については、これらの役職員の年間給与の額等を網羅的に調査することは膨大な作業を要する上、 独立行政法人の長以外の役職員並びに特殊法人、 基本的に当該役職員の勤務する法人において主体的に決定しているものであること 認可法人及び公益法人の役職員の年間給与に係るお尋

一について

から、 具体の官職等に対応して俸給月額が明らかにされている者の官職等及び年間給与の額は、 掲げる一般職の国家公務員の年間給与の額は、 りである。この場合において、 (最高支給割合である十二パーセントで計算したもの)及び期末手当又は期末特別手当の合計額である。 年間の歳費月額及び期末手当の合計額(二千七十七万千四百三十七円)として算出した。 現在の国会議員の年間給与よりも高額な年間給与を受ける一般職の国家公務員について、 答弁を差し控えたい。 現在の国会議員の年間給与の額は、 同表に掲げる官職等に係る一年間の俸給月額、 歳費法附則第十一項による減額を経た 別表第二のとお 他方、 法令において 調 整手当 同表に

が、 表の事例は、 職給与法」という。)等の法律(これに基づく命令を含む。)で規定されているものであることから、 を定めることを内容とする一般職の職員の給与に関する法律 このように、 同表の一般職の国家公務員に係る俸給及び手当の額は、 国会法 一般職の国家公務員の年間給与の額が国会議員の年間給与の額を上回っているものがある (昭和二十二年法律第七十九号)第三十五条との関係で問題が生ずるものではないと (昭和二十五年法律第九十五号。 般職の国家公務員に対する給与の支給額等 以 下 · 「一般 同

額措置については、 に設定されているが、 般職給与法における最高の俸給月額 なお、 国会議員の歳費月額は、 減額後の歳費月額は一般職給与法における最高の俸給月額を下回ることとなっている。この減 同項において「国会法第三十五条の規定にかかわらず」と規定し、同条との関係が整 現在の国会議員の歳費月額については、 歳費法第一条においては、 般職給与法別表第十指定職俸給表十二号俸)を下回らないよう 大臣政務官の俸給月額に相当する金額とされ、 歳費法附則第十一項により減額されている

また、 検察官の俸給等に関する法律 (昭和二十三年法律第七十六号)においては、 検事総長及び東京高

等検察庁検事長について、歳費法第一条に定める歳費月額を上回る俸給月額が定められているところ、こ

れは、これらの官職が認証官であることに加え、 検察官については、 国家公務員法 (昭和二十二年法律第

百二十号)上は一般職の国家公務員とされているものの、 司法権の発動を促し、その適正円滑な運営を図

る上で極めて重大な職責を有する準司法官であるという職務の特殊性や、原則として裁判官と同一の試験

及び養成方法を経て任命されるという任用上の特殊性にかんがみて、その給与は特別職たる裁判官に準じ

て定められていることによるものである。

別表第一

法 人 名	年間報酬額(千円)
独立行政法人国際協力機構	二三、〇六一
独立行政法人物質・材料研究機構	二一、〇八一
独立行政法人宇宙航空研究開発機構	二二、九二六
独立行政法人農林漁業信用基金	二〇、八六二
独立行政法人経済産業研究所	
独立行政法人産業技術総合研究所	二一、六七三
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	二一、〇〇五
独立行政法人日本貿易振興機構	二一、三六九
独立行政法人原子力安全基盤機構	二一、二六六
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	二二、八六五
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	二三、二〇六
独立行政法人水資源機構	
注一 年間報酬額は、平成十六年八月六日時点における各府省の公表額であ	る。

年四月から当該法人の長であったものとして当該法人の役員報酬規程等を考慮して推計した額を含む。 平成十五年度途中に設立された法人については、当該設立後に在職する法人の長について、その者が平年に幸福幸酉名に、三月一万年1月77月1日月1日末に本に著名名名の名言名である。

-成十五

五.

技監	経済産業審議官	農林水産審議官	厚生労働審議官	文部科学審議官	財務官	外務審議官	総務審議官	警察庁次長	公正取引委員会事務総長	内閣府審議官	内閣衛星情報センター所長 ー	会計検査院事務総局次長	をいう。) の長官	外局(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第三項の庁	警視総監	金融庁長官	警察庁長官	宫内庁次長	内閣法制次長	人事院事務総長	会計検査院事務総長	事務次官	官 職 等
						二一、四三〇、四二八									二二、九四五、一四四				二四、三二八、九五九				年間給与の額(円)

注	l
官職等の・	
の中には、	
欠員があ	
る等の理	
すの理由により、	
、現実に芸	
該当する	
者が存在	
か存在しない場	
場合がある	
) 0	

注 官職等の中には、欠員がある等の理由により、現実に該当する者が存在	検事二号	検事一号	その他の検事長	東京高等検察庁検事長	次長検事	検事総長	経済社会総合研究所長	地球環境審議官	国土交通審議官
が	二一、四三〇、四二八	二四、三二八、九五	二四、八三三、八六五	二六、九六五、六八七	二四、八三三、八六五	三〇、四〇六、五二四			